

市労連ニュース

2024春闘副市長交渉号

2024春闘副市長交渉報告

軽装の通年化 5/1からの導入を勝ち取る！

○通年輕装の導入について

副市長回答

軽装の取扱いについて、例年のクールビズに替えて、本年5月より、働き方改革の一環として職員自らによる快適で働きやすい服装の選択や、脱炭素社会の実現に向けた職員による率先行動として、通年輕装を導入することとする。

導入にあたっては、公務員としての品位を損なわない節度ある服装とし、市民の皆様にご不快を与えないように配慮するとともに、式典への出席等、社会通念上必要と判断される場においてはネクタイを着用するなど、TPO（時、場所、場面）に応じた服装とする。

なお、導入に合わせ、職員向けの接遇マニュアルを改定し、庁内に周知する。

POINT

気温の感じ方は人それぞれです。組合にも冷暖房についての相談が寄せられます。

通年輕装の導入により、職員自らの判断で、軽装で業務にあたることができるようになりました。

ここでポイントとなるのは「公務員としての品位を損なわない節度ある服装」です。“何でもあり”ではありませんので、改定されたマニュアルに従い、快適な服装で業務にあたりましょう。

また、冷房運転が始まると「寒くて困る」との相談が寄せられます。本庁舎についてはグループアドレスが採用されたことにより自席の概念が変わりました。班内で席の配置について相談してみましよう。1枚羽織るものを用意しておくのも解決策になります。

【交渉内容抜粋】

●賃金水準の引き上げ

組合：局長交渉でも述べたが、度重なる物価の上昇により実質賃金が低下し、職員の生活は日を迫うごとに苦しくなっている。職員の生活を守るべく、民間春闘におけるプラス回答を真摯に受け止め、確定期に向け誠意ある対応をお願いする。

当局：職員の給与については、人事委員会勧告を尊重することを基本姿勢として対応していく。

●諸手当の改善

組合：これまで繰り返し求めてきたが、交通用具使用者に係る通勤手当の前回改定が平成26年度の勧告に基づくものであり、現在のガソリン価格高騰に対応していない。勤務地によって交通用具の使用を選択せざるを得ない職員も多く、生活に直結する問題であるため、確定期に向けて現状に見合った支給となるよう強く求める。

当局：交通用具使用者に係る通勤手当を含め、諸手当については、人事委員会勧告を尊重することを基本として対応していくことになるが、国や他団体の動向などを注視し、引き続き、研究していく。

●会計年度任用職員の処遇改善

組合：円滑な業務継続と良質な市民サービスの維持において、今や会計年度任用職員は欠かせない存在となっている。局長交渉でも述べたとおり、すでに人材の取り合いが生じている状況である。優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、他市に先んじた待遇面の向上もその一助となり得る。前向きな検討をお願いしたい。

当局：これまでも専門職の給与水準の見直しや休暇制度の拡充等を行うなど、勤務条件の改善に努めてきているところであるが、引き続き、勤務条件の改善に努めるとともに、人材の確保に努めていく。

●労働時間の適正な把握

組合：CHAINS端末のログオン・ログアウト時刻の確認や出退勤管理システムの導入等、労働時間の把握に努めるよう尽力いただいているところではあるが、反面、局長交渉でも述べたとおり、サービス残業が無くならない事実もある。この事実を重く受け止め、労働時間の更なる適正な把握とサービス残業撲滅・不払い残業ゼロの実現を求める。

当局：引き続き、時間外勤務の縮減やサービス残業が発生することがないように周知するとともに、職員が安心して働くことができる風通しの良い職場環境づくりに努めていく。

●仕事と家庭の両立支援

組合：局長交渉でも要求した内容ではあるが、改めて副市長にも直接要求をさせていただく。

仕事と家庭の両立支援の更なる強化のため、5点について改善を求める。

①子（孫）の看護休暇の年齢要件について、中学校卒業まで延長すること。

②子の看護休暇について、対象となる子が3人以上となった場合にも付与日数の加算を設けること。

③子の看護休暇について、対象となる子の年齢にあわせ、付与日数を段階的に設定すること。

例：未就学児1子につき7日、小学生1子につき5日、中学生1子につき3日

④子の看護休暇について、学校行事への参加にも使用できるよう取得要件を拡大し、「子の看護等の休暇」に改めること。

⑤短期介護休暇について、介護度や重度障害、重複障害等を加味し、付与日数の加算を設けること。

当局：仕事と家庭生活の両立支援の観点を踏まえ、国や他団体の状況を研究していく。

～ 市労連としての今後の取り組み ～

▪ 夏季交渉 5月27日（月）

夏季一時金・夏季休業等を主題とした夏季闘争を実施します。

▪ 交流事業 7月19日（金）

コロナ禍で途絶えていた市労連を構成する市職労・市教組・病院労3つの組織における組合員間の交流を目的とした交流事業の再開を企画しています。

詳細については改めてお知らせします。お楽しみに！